## 事前評価調書

I 事業概要		
事	業名	農業農村整備事業(緊急農地防災事業)
地	区名	こまさがわ 古政川地区
事	業箇所	海部郡飛島村
事業のあ らまし		本地区は、愛知県西部の海部郡飛島村東部に位置し、海抜ゼロメートル地帯の流域面積 872ha の低平な農村地域である。 地区内の排水は、常時排水も含め全量を機械排水に依存しており、飛島排水機場及び飛島第2排水機場により海へ強制排水されている。 古政川排水路は、昭和62年度から平成元年度に緊急農地防災事業飛島地区にて整備された排水路であるが、整備から30年以上が経過した護岸は、塩害による損傷が見られ崩壊の危険性が増大しており、護岸崩壊による流水阻害により、流域内の農地や農業用施設、公共施設等に湛水被害が発生する恐れが生じている。 このため、損傷が著しい護岸の改修整備を行うことにより、護岸崩壊による湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図ることを目的として、平成30年度から事業を実施するものである。 【達成(主要)目標】
事	業目標	排水路を整備し、農地、農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 (基準雨量:341mm/3 日、1/20 年確率雨量) 【副次目標】
重	事業費	事業費
7	<b>未</b> 貞	5.4 億円 ■工事費 4.6 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.7 億円
事	業期間	採択予定年度   平成 29 年度   着工予定年度   平成 30 年度   完成予定年度   平成 35 年度
事	業内容	排水路 L=660m
I	評価	
① 事業の必要性	1) 必要	本地区は、既設護岸の損傷が著しく、護岸崩壊による流水阻害により、農地、農業用施設及び公共施設等に湛水被害は発生することが懸念されているため、早急に護岸の改修整備を行う必要がある。 また、「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成 27 年 9 月)に基づき算定した B/C は 2.22 で 1.00 を超えている。  A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。  【理由】  護岸の整備により、護岸崩壊による湛水被害を未然に防止する必要があるため。
	1) 事業	
② 事業の実効性	2) 地元意形	

判定

A: 事業計画の実効性が期待できる。

B: 事業計画の実効性が期待できない。

【理由】

Α

円滑に事業が実施できる環境が整っており、計画の実効性が確保されている。

Ⅲ 対応方針

妥当である

事業実施が事

事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

## IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

\_

## 【主な評価内容】

本事業は想定規模と同等の降雨がなければ効果を検証できないため、事業完了後 5 年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。